

平成29年度消費生活用製品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要

平成31年2月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号、以下「法」という。）は、同法で指定する品目（以下、「特定製品」という。）について、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で技術上の基準に適合させることを義務付けています。そのうえで、届出事業者はこうした法的義務を果たしたことを示すため、当該特定製品にPSCマーク¹を表示し、当該届出事業者等が販売することができます。

規制当局として、届出事業者等が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場に流通している特定製品を購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて発覚した違反が疑われる製品については、当該製品を製造又は輸入した事業者にその旨を通知し、事実関係を調査したうえで当該事業者等において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう必要に応じて指導しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者等における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

2. 試買テストの調査項目

①法第11条に基づく技術基準への適合確認

試買した特定製品が技術基準に適合しているかを確認しています。

②法第13条に基づく表示の確認

試買した特定製品にPSCマークが表示されているかを確認しています。

¹PSCマーク：特別特定用品 、特別特定製品以外の特定製品 

3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

平成29年度の試買テストは、合計8品目・38機種について行いました。

品目	機種数
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	6機種
乗車用ヘルメット	6機種
乳幼児用ベッド	3機種
登山用ロープ	1機種
携帯用レーザー応用装置	6機種
浴槽用温水循環器	2機種
石油ストーブ	6機種
ライター	8機種

(2) 試買テスト結果の概要

38機種中12機種において、不適合が確認されました。

品目	不適合機種数	うち技術基準への不適合	うち表示の不適合
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	0機種		
乗車用ヘルメット	5機種	5機種	
乳幼児用ベッド	2機種	2機種	
登山用ロープ	0機種		
携帯用レーザー応用装置	1機種	1機種	1機種
浴槽用温水循環器	0機種		
石油ストーブ	0機種		
ライター	4機種	4機種	

4. 基準に適合しない製品が確認された事業者への対応

今回の試買テストで不適合が疑われる事案については、管轄する経済産業局等が届出事業者等にその内容を通知し、事実等に関する確認を行い、必要に応じて是正のための改善指導等を行っております（違反の場合には、是正措置、再発防止対策を確認の上、注意文書を発出する等を行っています）。

再発防止のための対策が適切に行われているか、法令遵守状況についてフォローアップも行うこととしています。

※技術基準等に不適合が認められた事案の概要は以下リンク先で参照できます。

[\(別添資料\) 不適合が認められた事案の概要](#)